

チャレいば助け合い隊応援事業申請に係る注意点

1 補助申請者について

- ・補助申請ができる方は、以下のとおりです。
 - ① ネットワーカー等連絡協議会
※申請する協議会会長が申請者となります。
 - ② 複数の地域活動員から編成されるグループ
※複数の地域活動員（ネットワーカー）がグループを編成して活動を行う場合には、代表する地域活動員が申請者となります。
 - ③ ネットワーカー等協議会が推薦するボランティア団体等
※協議会としての活動ではないが、そのボランティア団体等の活動に地域活動員が関わっており、協議会として地域課題の解決に資する事業を行っているものであると推薦できる団体が申請する場合には、そのボランティア団体等の代表者が申請者となります。
 - ④ いばらきチャレンジクラブ会員である個人が編成するグループ又は団体等
※いばらきチャレンジクラブは、新たに社会活動にチャレンジしようとする方々の情報収集や仲間づくりの場として設置した会員登録制（無料）のクラブ。
なお、対象となるグループ・団体等は非営利であること。

2 補助額について

- ・補助額は、20万円以内となります。
- ・補助率は、10/10。補助対象者数は10団体程度を予定しております。

3 対象事業の考え方

- ・当該事業は、行政の支援が届きにくい、地域での切実なニーズに対応するため、創意工夫を凝らしたボランティア活動に対して支援いたします。
- ・既存事業の拡大や新規事業へ着手する場合なども対象となります。
なお、既存事業そのものへの補助金の充当については不可としています。

4 対象とならない経費について

- ・以下の経費は対象となりませんので、ご注意願います。
 - ① 協議会等を運営するための経常的な経費（例：協議会等で事務所を賃借している場合の家賃、光熱水費など。）
 - ② 申請した活動にかかる経費と明確に区分できない経費（その事業のみに使用するために購入したものがどうか判断できないもの。例：パソコンなど）
 - ③ 協議会等の会員に係る経費（活動への謝礼や土産代、移動のためのタクシー代、会議の際の弁当・飲料代など。ただし、熱中症対策としての飲物代は除く。）

5 その他

- ・申請を行う場合には、事前にチャレンジいばらき県民運動事務局までご相談ください。